

芦屋市住みよいまちづくり条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 確認申請等 法第6条第1項若しくは第6条の2第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請、<u>法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）若しくは第4項の規定による計画通知をいう。</u></p> <p>(5) 開発区域 宅地開発を行う区域及び特定建築物の敷地をいう。この場合において、同一事業主（宅地開発を引き継いだ者を含む。）が隣接する敷地で宅地開発を行うとき及び複数の<u>事業主</u>が共同で宅地開発を行うときは、全体を一の開発区域とみなす。</p> <p>(6) 宅地開発 建築物の建築に供する目的で行う土地の区画形質の変更（単なる区画の分割も含む。）をいう。</p> <p>(7) 特定宅地開発 宅地開発のうち、開発区域の面積が500平方メートル以上のものをいう。</p> <p>(8)～(11) (省略)</p> <p>(12) 特定建築物 次に掲げる建築物をいう。この場合において、同一建築主（建築を引き継いだ者を含む。）が隣接する敷地で建築</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 確認申請等 法第6条第1項若しくは第6条の2第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画通知をいう。</p> <p>(5) 開発区域 宅地開発を行う区域及び特定建築物の敷地をいう。この場合において、同一事業主（宅地開発を引き継いだ者を含む。）が隣接する敷地で宅地開発を行うとき及び複数の<u>宅地開発事業者</u>が共同で宅地開発を行うときは、全体を一の開発区域とみなす。</p> <p>(6) 宅地開発 建築物の建築に供する目的で行う土地の区画形質の変更（単なる区画の分割も含む。）をいう。</p> <p>(7) 特定宅地開発 宅地開発のうち、開発区域の面積が500平方メートル以上のものをいう。</p> <p>(8)～(11) (省略)</p> <p>(12) 特定建築物 次に掲げる建築物をいう。この場合において、同一建築主（建築を引き継いだ者を含む。）が隣接する敷地で建築</p>

改正案	現 行
<p>物の建築を行うとき及び複数の建築主が共同で建築物の建築を行うときは、建築計画全体を対象とする。</p> <p>ア 開発区域の面積が500平方メートル以上の土地に建築する建築物（規則で定めるものを除く。）</p> <p>イ 戸数（集合住宅の一部に住戸専有床面積が30平方メートル未満の住戸（以下「単身者用住戸」という。）が含まれる場合の当該単身者用住戸の戸数は、その3分の1の数を戸数とする。）が5以上の集合住宅及びこれに準ずるものとして規則で定めるもの</p> <p>ウ 戸数が13以上の単身者共同住宅</p> <p>エ 住宅以外の用途に供する建築物（併用住宅を含む。）で延べ床面積が500平方メートル以上のもの及び営業活動又は事業活動に係る床面積が200平方メートル以上のもの（<u>規則で定めるものを除く。</u>）</p> <p>オ 開発区域面積が500平方メートル以上の土地に建築する立体駐車施設で確認申請等を必要とするもの</p> <p>(13)～(17) （省略）</p> <p>（宅地開発に係る届出等）</p> <p>第6条 事業主は、宅地開発を行う前に、公共・公益施設の各管理者と事前に協議し、当該宅地開発に係る届出を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の届出があったときは、指導及び審査を行い、第11条の規定に適合していると認めるときは、適合通知書を事業主に交付するものとする。</p>	<p>物の建築を行うとき及び複数の建築主が共同で建築物の建築を行うときは、建築計画全体を対象とする。</p> <p>ア 開発区域の面積が500平方メートル以上の土地に建築する建築物（規則で定めるものを除く。）</p> <p>イ 戸数（集合住宅の一部に住戸専有床面積が30平方メートル未満の住戸（以下「単身者用住戸」という。）が含まれる場合の当該単身者用住戸の戸数は、その3分の1の数を戸数とする。）が5以上の集合住宅及びこれに準ずるものとして規則で定めるもの</p> <p>ウ 戸数が13以上の単身者共同住宅</p> <p>エ 住宅以外の用途に供する建築物（併用住宅を含む。）で延べ床面積が500平方メートル以上のもの及び営業活動又は事業活動に係る床面積が200平方メートル以上のもの</p> <p>オ 開発区域面積が500平方メートル以上の土地に建築する立体駐車施設で確認申請等を必要とするもの</p> <p>(13)～(17) （省略）</p> <p>（宅地開発に係る届出等）</p> <p>第6条 事業主は、宅地開発を行う前に、公共・公益施設の各管理者と事前に協議し、当該宅地開発に係る届出を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の届出があったときは、指導及び審査を行い、第11条の規定に適合していると認めるときは、適合通知書を事業主に交付するものとする。</p>

改正案	現 行
<p>3 市長は、第1項の届出が特定宅地開発に係るものであるときは、前項の規定にかかわらず、第11条の規定に基づく協議内容について事業主と協定の締結を行うことをもって、同項の適合通知書の交付に代えるものとする。</p>	<p>3 市長は、第1項の届出が特定宅地開発に係るものであるときは、前項の規定にかかわらず、第11条の規定に基づく協議内容について事業主と協定の締結を行うことをもって、同項の適合通知書の交付に代えるものとする。</p>
<p>4 事業主は、開発許可申請等を必要とする<u>特定宅地開発</u>にあつては、当該開発許可申請等をする前に、第2項に規定する適合通知書の交付を受け、又は前項に規定する協定の締結を行うものとする。</p>	<p>4 事業主は、開発許可申請等を必要とする<u>宅地開発</u>にあつては、当該開発許可申請等をする前に、第2項に規定する適合通知書の交付を受け、又は前項に規定する協定の締結を行うものとする。</p>
<p>5 (省略) (建築物の建築に係る届出等)</p>	<p>5 (省略) (建築物の建築に係る届出等)</p>
<p>第7条 建築主(特定建築物の建築主を除く。)は、確認申請等をしようとする日の15日前までに、当該建築計画に係る届出を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第7条 建築主(特定建築物の建築主を除く。)は、確認申請等をしようとする日の15日前までに、当該建築計画に係る届出を市長に提出しなければならない。</p>
<p>2 (省略)</p>	<p>2 (省略)</p>
<p>3 特定建築物の建築主は、確認申請等をしようとする前に、公共・公益施設の各管理者と事前に協議し、当該特定建築物に係る届出を市長に提出しなければならない。</p>	<p>3 特定建築物の建築主は、確認申請等をしようとする前に、公共・公益施設の各管理者と事前に協議し、当該特定建築物に係る届出を市長に提出しなければならない。</p>
<p>4 (省略)</p>	<p>4 (省略)</p>
<p>5 宅地開発を伴う建築に係る第1項又は第3項の届出については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 前条第2項の適合通知書の交付を要する宅地開発を伴う建築については、同項の規定による適合通知書の交付を受けた後に届出を行うものとする。</p> <p>(2) 前条第4項の規定による協定の締結を要する特定宅地開発を伴う建築については、同項の規定による協定の締結後に届出を行う</p>	<p>5 宅地開発を伴う建築に係る第1項又は第3項の届出については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 前条第2項の適合通知書の交付を要する宅地開発を伴う建築については、同項の規定による適合通知書の交付を受けた後に届出を行うものとする。</p> <p>(2) 前条第4項の規定による協定の締結を要する特定宅地開発を伴う建築については、同項の規定による協定の締結後<u>(特定宅地開</u></p>

改正案	現 行
<p>ものとする。</p> <p>(特定宅地開発並びに特定建築物の着工届及び竣工届)</p> <p>第14条 特定宅地開発の事業主及び特定建築物の建築主（以下「特定事業主」という。）は、工事に着手するまでに着工届を、工事が竣工したときは竣工届を速やかに市長に提出しなければならない。</p> <p>(特定宅地開発及び特定建築物の竣工検査)</p> <p>第15条 特定事業主は、工事が竣工したときは、第6条第3項又は第7条第4項に基づく協定内容について、公共・公益施設の各管理者及び市長の検査を受けなければならない。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 市長は、竣工検査を行い、第6条第3項又は第7条第4項に基づく協定内容に適合していると認めたときは、特定宅地開発又は特定建築物に関する工事の検査済証を、特定事業主に交付するものとする。</p> <p>5 (省略)</p>	<p>発について、<u>第15条第1項の規定による検査を受けるもの</u>にあつては、<u>同条第4項の規定による検査済証の交付を受けた後</u>に届出を行うものとする。</p> <p>(特定宅地開発並びに特定建築物の着工届及び竣工届)</p> <p>第14条 特定宅地開発の事業主及び特定建築物の建築主（以下「特定事業主」という。）は、工事に着手するまでに着工届を、工事が竣工したときは竣工届を速やかに市長に提出しなければならない。</p> <p>(特定宅地開発及び特定建築物の竣工検査)</p> <p>第15条 特定事業主は、工事が竣工したときは、第6条第3項又は第7条第4項に基づく協定内容について、公共・公益施設の各管理者及び市長の検査を受けなければならない。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 市長は、竣工検査を行い、第6条第3項又は第7条第4項に基づく協定内容に適合していると認めたときは、特定宅地開発又は特定建築物に関する工事の検査済証を、特定事業主に交付するものとする。</p> <p>5 (省略)</p>